

様式例（法第10条第1項関係）

令和8年度事業計画書

（令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで）

特定非営利活動法人やわたはま銀座バスケット

1 事業実施の方針

本法人は、「子ども・若者が安心して育ち、地域の中で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」を目指し、子どもの居場所づくりを中心として、子ども・若者及び家庭への支援、地域交通支援、地域交流及び地域活性化に関する事業を実施する。

令和8年度は、八幡浜市児童育成支援拠点事業「子ども第三の居場所あむ」を中心に、休日子どもクラブ、不登校児童生徒への支援、食支援活動等を実施するとともに、交通空白地域における移動支援事業を継続する。

また、地域住民、行政、学校、関係機関及び各種団体との連携を推進し、地域全体で子ども・若者を支える環境づくりと、持続可能な地域づくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①子どもの居場所づくり事業	子ども第三の居場所あむ（八幡浜市児童育成支援拠点事業）・休日子どもクラブ等子どもの居場所事業	R8/4/1 ～ R9/3/3 1	ESPOIR ビル	27	登録児童 小中学生 延6500人	33,457
②子ども、若者及び家庭への支援に関する事業	未就学～高校生までの各種交流・食支援等事業	R8/7/1 ～ R9/3/3 1	あむ ユース 拠点	2	未就学～高 校生 延300人	533
③移動支援及び地域交通支援に関する事業	三崎高校生の交通空白時間の土日移動支援事業	R8/4/1～ R9/3/31 の土日 (長期休 暇・祝日 休み)	あむ ユース 拠点	11	三崎高校生 延80名	489
④地域交流及び地域活性化に関する事業	文化振興事業等地域交流事業	R8/4/1 ～ R9/3/3 1	あむ ユース 拠点	5	地域住民 延300人	300

様式例（法第10条第1項関係）

令和9年度事業計画書
(令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで)

特定非営利活動法人やわたはま銀座バスケット

1 事業実施の方針

本法人は、「子ども・若者が安心して育ち、地域の中で自分らしく暮らし続けられるまちづくり」を目指し、子どもの居場所づくりを中心として、子ども・若者及び家庭への支援、地域交通支援、地域交流及び地域活性化に関する事業を実施する。

令和9年度は、「子ども第三の居場所あむ」を核として、児童・生徒の居場所づくり、不登校支援、食支援及び家庭支援を継続するとともに、地域交通支援事業を通じて、地域における移動機会の確保と社会参加の促進に取り組む。

また、地域住民、行政、学校、関係機関及び各種団体との連携を推進するとともに、公益活動を行う団体等への支援を通じて、地域全体で子ども・若者を支える持続可能な地域づくりに取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
①子どもの居場所づくり事業	子ども第三の居場所あむ（八幡浜市児童育成支援拠点事業）・休日子どもクラブ等子どもの居場所事業	R9/4/1 ～ R10/3/ 31	ESPOIR ビル	28	登録児童 小中学生 延6800人	34,000
②子ども、若者及び家庭への支援に関する事業	未就学～高校生までの各種交流・食支援等事業	R9/7/1 ～ R10/3/ 31	あむ ユース 拠点	2	未就学～高 校生 延500人	600
③移動支援及び地域交通支援に関する事業	三崎高校生の交通空白時間の土日移動支援事業	R9/4/1～ R10/3/31 の土日 (長期休 暇・祝日 休み)	あむ ユース 拠点	11	三崎高校生 延100名	600
④地域交流及び地域活性化に関する事業	文化振興事業等地域交流事業	R9/4/1 ～ R10/3/ 31	あむ ユース 拠点	5	地域住民 延300人	418